令和７年度第３回津野町農業委員会定期総会議事録
（第１日目）

召集年月日　　令和７年６月１７日

召 集 場 所　　津野町役場本庁舎　２階第７会議室

開　　会　　令和７年６月２７日　午後４時００分

出席委員
　１番：前野富士男、２番：高橋　好文、３番：石川　幸久、６番：川西　利文
　会長：川村　実男
（推進委員）
　川渕　慶博、大﨑　登、長山　計一、明神　正、大地　勝義、山﨑　哲人

その他の出席者
　事務局長：三本　修司、事務局職員：西森　健一

議事日程
　別紙のとおり

令和７年度第３回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和７年６月２７日　午後４時００分開議

日程	議案番号	案　　件	備考
		開会	
1		会議録署名委員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請について	
4	議案第２号	農地法第４条第１項の規定による許可申請について	
5	議案第３号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について	
6	議案第４号	非農地証明交付申請の承認について	
7	その他		

議　事

開会　　：午後４時００分　開議

議長　　：　ただいまの出席委員は農業委員５名、農地利用最適化推進委員６名でございます。

会議の成立する定員に達しておりますので、これより、令和７年度第３回　津野町農業委員会定期総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第１、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第１３条の規定により、議長において３番　石川　幸久（ゆきひさ）委員、６番　川西　利文（としふみ）　委員を指名いたします。

日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員　　：　異議なし

議長　　：　ご異議なしと認めます。

よって会期は１日間と決定しました。

議長　　：　日程第３　「議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　：　「議案第１号」農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

以上で説明を終わります。

議長　　：　議案第１号　番号１番は、私、川村と山崎委員が地区委員です。

現地調査の結果並びに補足説明を私からしたいと思います。

川村会長　　７Ｐを見て頂きたい。先ほど事務局が言っていたように現況はこのような非農地に近い状況です。下の道から入ろうとしましたが入れる状況じゃなく中には入っておりません。

写真に見えているのが●●さんのお家で６Ｐの地図をご覧いただくと申請地の西側の●●さんの雑種地とありますが、本来はここを畑として野菜とかを作っておりました。

左隅に水路があり、●●地区の大きい水路ですがイノシシによって壊されて３月から８月の間は●●さんの畑に水がずっと流れイノシシがぬた打ち池のようになり作れない状況にあります。

このことから隣の申請地を●●さんが購入し、野菜とかを作って生活したいということで農地に戻してやりたいとのことです。本人の希望なので何んの問題もないと思います。審議をよろしくお願いします。

議長　　：休憩にいたします。

（休憩中　午後４時０３分　～　午後４時０５分）

議長　　：　休憩の前に引き続き会を開きます。番号１について質疑、ご意見はありませんか？

（ありません）

議長　　：　ご意見がないようです。番号２は高橋委員と大崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大崎委員　　場所は●●です。１３Ｐの写真にあるように道路ぶちに田んぼがあります。譲渡人の●●●●さんは一人暮らしで後継者もいないことから買いたい人がいれば譲りたいという思いでいたところ●●●●さんという方から米を作りたいという相談があり、売るようにしたということでございます。

特に問題のある案件ではないと考えております。よろしくお願いします。

議長　　：休憩にいたします。

（休憩中　午後４時０６分　～　午後４時０６分）

議長　　：　休憩の前に引き続き会を開きます。番号２について質疑、ご意見はありませんか？

（ありません）

議長　　：それでは採決いたします。
　議案第１号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長　　：挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長　　：　日程第４　「議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。
　事務局より説明をお願いします。

事務局　：　議案第２号　「農地法第４条第１の規定による許可申請について」ご説明いたします。
　以上で説明を終わります。

議長　　：　議案第２号　番号１番は、私、川村と山崎委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明を私が行います。

川村委員　　２０Ｐの写真をご覧ください。杭を打っています。●●さんの昔の家の上の畑にお墓を下ろしてくるものです。今のお墓は山中にあります。当初は分筆する予定でしたが、金額が高くなることから分筆しないことになったようです。
　土地家屋調査士に確認しましたが、お金に対して難しい人のようで両者にはうまくやってほしいと思っていますが、この申請については何んの問題もないと思いますので審議のほどをよろしくお願いします。

議長　　：休憩にいたします。
（休憩中　午後４時 10 分　～　午後４時 20 分）
（ありません）

議長　　：それでは採決いたします。
　議案第２号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長　　：挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長　　：　日程第５　「議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局　：　議案第３号　「農地法第５条第１の規定による許可申請について」ご説明いたします。
以上で説明を終わります。

議長　　：　議案第３号　番号１、２番は、川渕委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川渕委員　：　ほとんど事務局から説明してもらいました。申請地は●●●●国道の南になります。23 日に前野さんと土地家屋調査士の３人で話をしました。
資材置場として使用するそうですが、進入路が狭いのが少し気になるが他は問題ないと思います。

議長　　：休憩にいたします。
（休憩中　午後４時３１分　～　午後４時３２分）
（ありません）

議長　　：　ご意見がないようです。番号３は宇都宮委員が地区委員ですが、本日欠席のため、川西委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川西委員　　４２Ｐの写真を見てください。書類上は全部を使うようになっていませんが写真上では表土を全部はぎ取っているますが後で戻すようです。問題ありません。

議長　　：　休憩の前に引き続き会を開きます。番号３について質疑、ご意見はありませんか？
（ありません）

議長　　：それでは採決いたします。

議案第３号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長　　：挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長　　：　日程第６　「議案第４号　非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局　：　「議案第４号　非農地証明交付申請の承認について」ご説明いたします。

以上で説明を終わります。

議長　　：　議案第４号　番号１は、明神委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

明神委員　　２１日に現地に行ってきました。西庁から須崎の方へ４キロぐらい行ったところです。47P の地図を見てください。上の赤いところが国道で小さいのが旧国道です。両方に挟まれた土地です。

次に 48P を見てください。小屋があり上にはユズの木を植えています。小屋とユズの木は別の方の畑でそれから向こうになります。雑木とかこんもり茂っているところで、本人と会って話しました。

２０数年前●●さんという方から住宅を買う際に一緒に買わされたもので、買った時から荒れ放題の土地で地目変更は仕方ないと思います。

議長　　：休憩にいたします。

（休憩中　午後４時 42 分　～　午後４時 42 分）

議長　　：　休憩の前に引き続き会を開きます。番号１について質疑、ご意見はありませんか？

（ありません）

議長　　：それでは採決いたします。

議案第４号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長　　：挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長　　「その他」ですが、何かありますか？

■―令和７年７月３０日（水）西庁舎で開催予定―
■「農地法関係事務に係る処理基準」１５０日必要と記載
■盛土の基準の説明（１割５分での説明)。１ｍなら１割
■耕作放棄したハウス（白石、●●●●氏所有農地）

議長　　：　以上で、本日の日程は全て終了しました。
これにて、令和７年度第３回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。